

# 東村山市

## 地域猫活動の手引き

～ 人と猫の共生する地域社会を目指して ～

Ver. 2



# 東 村 山 市

## 目次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	・ P 3
I 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	・ P 5
II 地域の飼い主のいない猫（野良猫）で困っていませんか	・ ・ ・ ・ ・	・ P 6
III 地域の力で被害を減らしましょう！	・ ・ ・ ・ ・	・ P 7
IV 地域猫活動は、地域猫活動団体、地域住民、行政の三者協働で	・ ・	・ P 9
V 地域猫活動を始めるにあたっての具体的な方法	・ ・ ・ ・ ・	・ P 1 1
VI 被害対策	・ ・ ・ ・ ・	・ P 2 0
VII 猫を飼っている方へお願い	・ ・ ・ ・ ・	・ P 2 6
VIII 行政は地域の方の取り組みを支援します	・ ・ ・ ・ ・	・ P 3 0
IX 巻末資料	・ ・ ・ ・ ・	・ P 3 1
X 東村山市内動物病院一覧	・ ・ ・ ・ ・	・ P 5 1

## はじめに

### 「人と猫の共生する地域社会」を目指して

東村山市では、平成27年度より、地域猫活動を支援する事業を開始いたしました。多くのペット動物が家族の一員として大切に飼育される一方で、最近では、十分な知識のないまま安易に飼い始めた結果、不適切な飼育や飼育放棄などが問題となっています。特に飼育放棄された猫については、「かわいそう」という感情から同情した方が、近所の猫にえさを与え続けることで猫が繁殖していき、その結果、糞尿被害、鳴声、ごみを漁るなどの行動から、地域住民の間でトラブルや苦情になっています。このような、「飼い主のいない猫」による地域の問題解決並びに動物愛護を踏まえた住環境の保全を図るための一つの手段として「地域猫活動」が有効であるとされています。 **「地域猫活動」とは、「飼い主のいない猫」を不要なものとして排除するのではなく、地域の問題として捉えた上で、地域の特性、住民の意思を踏まえ、活動について地域の理解と協力のもとルールをつくり、地域猫活動を行うボランティア団体や地域住民、行政が、適切な役割を分担し、猫問題の解決に向け連携・協働していく活動のことです。**このような取り組みを行うことで「人と猫の共生する社会」の実現を目指すものです。

この手引きを、これから「飼い主のいない猫」に関わる問題の解決に着手する際の参考としていただければ幸いです。

### 定義 ～この手引きで使用する言葉の定義づけをします～

#### 1. 人間との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

- (1) 飼い猫  
飼い主が明確であり、飼い主からえさをもらい管理されている猫のこと。
- (2) 飼い主のいない猫（一般的には「野良猫」）  
特定の飼い主がなく、地域に住みついている猫のこと。
- (3) 地域猫  
特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域に住む人たちに適切に管理されている猫のこと。

#### 2. 地域猫活動について

地域猫活動とは、地域に住みつく「飼い主のいない猫」をその地域に住む人などが、地域の理解と協力のもとに、「飼い主のいない猫」をこれ以上増やさず、今いる猫がその命を全うするまで地域で適切に管理していく活動のことです。

地域猫活動団体（ボランティアを含む）、自治会などの地域住民、行政が協働して取り組む活動です。

### 3. 猫の本能・習性

#### (1) 繁殖

- ① メスは生後7～8か月程度で繁殖能力を備えます。年に2～3回妊娠し、1回に3～5匹出産します。
- ② オスは生後7～8か月程度で発情するようになり、メスの発情に誘われて発情します。

#### (2) 夜行性

活動は夜間活発になります。昼間は寝ていることが多いようです。

#### (3) 鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行います。

#### (4) 爪とぎ

気分がリラックスしたとき、高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られる本能的な習性です。

#### (5) マーキング

擦り付けや尿スプレーなど臭いによるコミュニケーション方法です。特に縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。

#### (6) トイレ

やわらかい土、砂地を好む傾向があります。ただし、市に寄せられる情報の中では、アスファルトの上でも糞をすることがあるようです。

#### (7) その他

気まぐれ、気まま、自尊心が強いという性質があるため、飼い主の言いなりになりにくいものです。繊細で急な環境の変化を嫌います。



地域猫活動はTNR活動とも言います。

## I 基本的な考え方

「地域猫活動」の基本的な考え方は、猫が好きではない人や猫をはじめ動物を飼養していない人の立場を尊重し、地域の理解と協力を得ていくところにあります。

### 1. 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むものであること

生まれた以上、その命を全うする権利は人間だけでなく猫にもあります。猫をむやみに処分したり、処分する目的で捕獲したりすることはできません。

「動物の愛護及び管理に関する法律」(第44条)

### 2. 飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組むものであること

猫の糞尿などでお困りの方、今現在飼い主のいない猫対策に取り組んでいる方、そして行政の願いは共通しているのではないのでしょうか？ それは、「飼い主のいない猫」を「ゼロ」にし、この猫に起因する諸問題を解決したいということです。

### 3. 猫の問題を地域の問題として、地域猫活動団体、地域住民、行政の三者の連携のもと、取り組むものであること

特に「飼い主のいない猫」の問題は多くの地域に影響を与えます。また、地域には猫の好きな人だけではなく、猫が苦手な人もいます。地域猫活動は人間と猫が快適に暮らせるまちをつくるための活動です。地域猫活動を行うボランティア団体、自治会などの地域住民、行政などが一緒になって「飼い主のいない猫」の問題を考え話し合ひましょう。

### 4. 地域の飼い主が猫を適切に飼育していくことが前提となること

猫を飼うことは家族が増えることと同じです。生き物ですからその習性に従って行動し、生活をします。単に「かわいい」から、というだけで世話をしていける生き物ではありません。猫を飼う人はそのことをよく認識することが大切です。また、家族である猫を守るため、猫が苦手な方や猫アレルギーの方への配慮として、**完全屋内飼養**を目指してください。

環境省「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」

(第5 ねこの飼養及び保管に関する基準)

### 5. 地域の実情に応じたルールをつくって取り組むものであること

「飼い主のいない猫」対策といっても様々な方法があります。地域の猫の数、周辺環境などにより、具体的方法を話し合い決定します。その地域の実情に応じた手法を見つけ、具体的な役割分担や実施のルールを決めて進めましょう。

## II 地域の飼い主のいない猫（野良猫）で困っていませんか

なんとかならないの？

飼い主のいない猫は保健所が処分すべきでは？

動物の収容は、保健所ではなく、東京都の動物愛護相談センター（動物収容施設）が行っています。しかし、飼い猫を自由に外に出している飼い主も多く、外にいる猫は、飼い猫であるのか「飼い主のいない猫」であるのかすぐには判断がつかないため、動物愛護相談センターも原則として、捕獲・収容していません。

えさやりしなければ猫は減る？

えさやりを止めても、猫は動物ですから、おとなしく飢え死にはしません。えさやりを急に止めると、飢えて生ごみに殺到します。また、わずかなえさをめぐってケンカが絶えなくなります。

最終的には、近接地域に移動しますが、町内で迷惑動物を押し付けあっているだけで、問題の解決になりません。もちろん、移動先で繁殖し続けます。

では、どうすればいいのでしょうか？



### Ⅲ 地域で力を被害を減らしましょう！

たくさんの猫がいる地域では、個人の力では解決が困難な状態となっています。

しかし、地域の有志で力を合わせて対策をすれば、着実に「飼い主のいない猫」の数は減少します。

#### 1. これ以上「飼い主のいない猫」が生まれないようにしましょう！

地域の猫を調査して、すべての「飼い主のいない猫」に不妊・去勢手術を施し、新たな繁殖を防ぎます。

外で暮らす猫は生活環境が厳しく、寿命は4～5年と言われています（一般的な飼い猫の寿命は15年程度）ので、全頭手術が終わると着実に数が減っていきます。

手術をすると、ケンカや、繁殖期の鳴き声も減少します。

##### 【繁殖制限によって】

- (1) 猫の出産がなくなり、「飼い主のいない猫」が徐々に減少していきます。
- (2) 発情期の鳴き声、ケンカが少なくなります。
- (3) 尿の臭いがうすくなります。

#### 2. 近接地域から猫が集まらないようにしましょう！

えさやりのルールを決めることによって、えさの散乱が改善され、生活環境の悪化を防ぐことができます。

置きえさは厳禁です。えさを何時間も置きっぱなしにすると、臭いにつられて近接地域から猫が集まります。そうすると、新たな猫が居ついてしまい、いくら手術しても追いつきません。

##### 【えさやりは】

- (1) 元々地域にいる手術済（または手術予定）の猫だけに、
- (2) 毎日同じ時間、
- (3) 必要最低限の量を与えるようにし、
- (4) 猫の食後はすぐに皿を片付け、周囲を清掃します。

新来の猫は、元々いた地域にえさ場がありますから、えさを与えてはいけません。

#### 3. 糞尿被害が減るようにしましょう！

猫用トイレを設置することによって糞尿の被害が少なくなります。

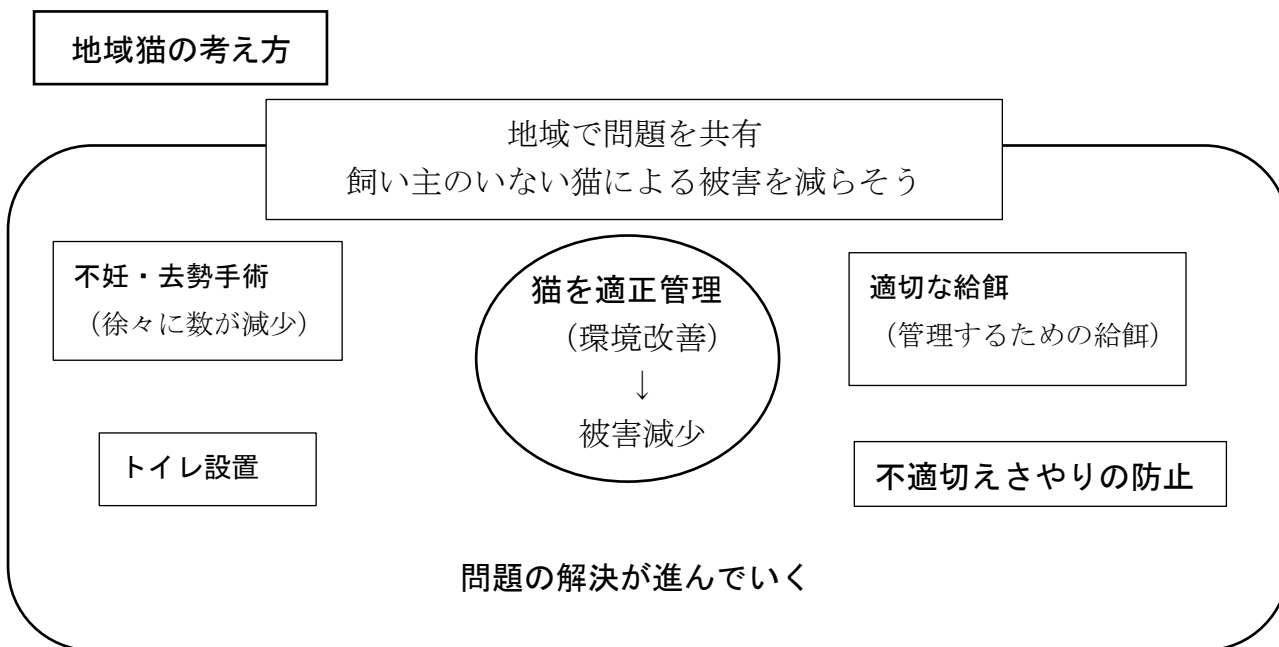
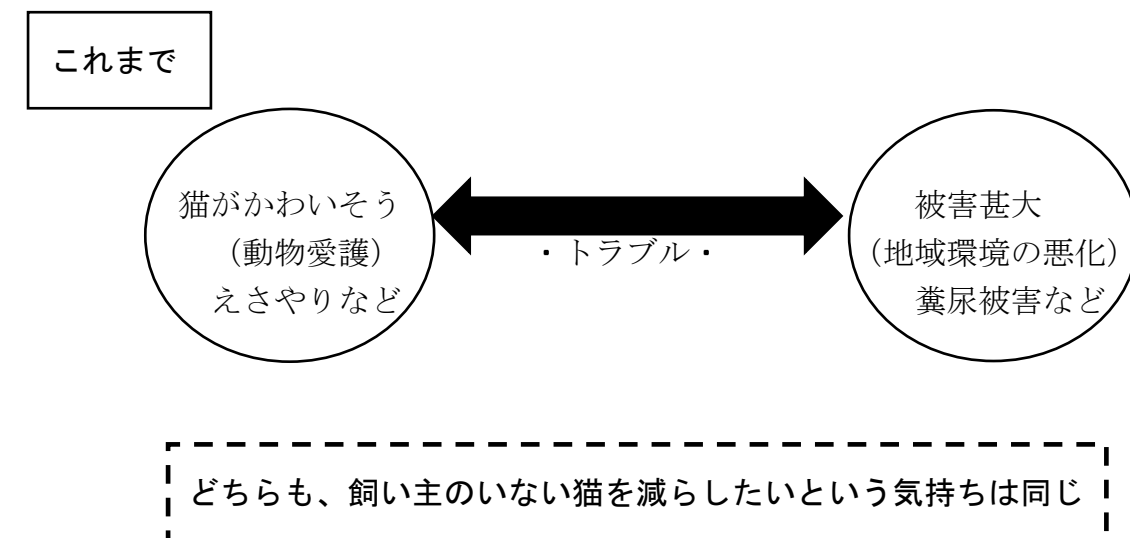
猫用トイレを設置し、プランターに園芸用の土を入れ、猫の糞と「またたび」を混ぜるだけで猫用トイレになります。猫用トイレの数は、地域内に多い方が効果が上がります。

これらの活動を「地域猫活動」といい、このような取り組みを行うことで、苦情が減り、

住民トラブルを防ぐ一つの手段となります。「地域猫活動」をきっかけとして、地域のコミュニケーションが活発になることが期待されます。

#### 4. 地域猫の考え方

### ～「人か猫か」から「人も猫も」へ～



猫による被害が減少していくことによって、猫が地域で嫌われ者になることも少なくなり、人と猫(=愛護者と猫被害者)の共存が図られます。



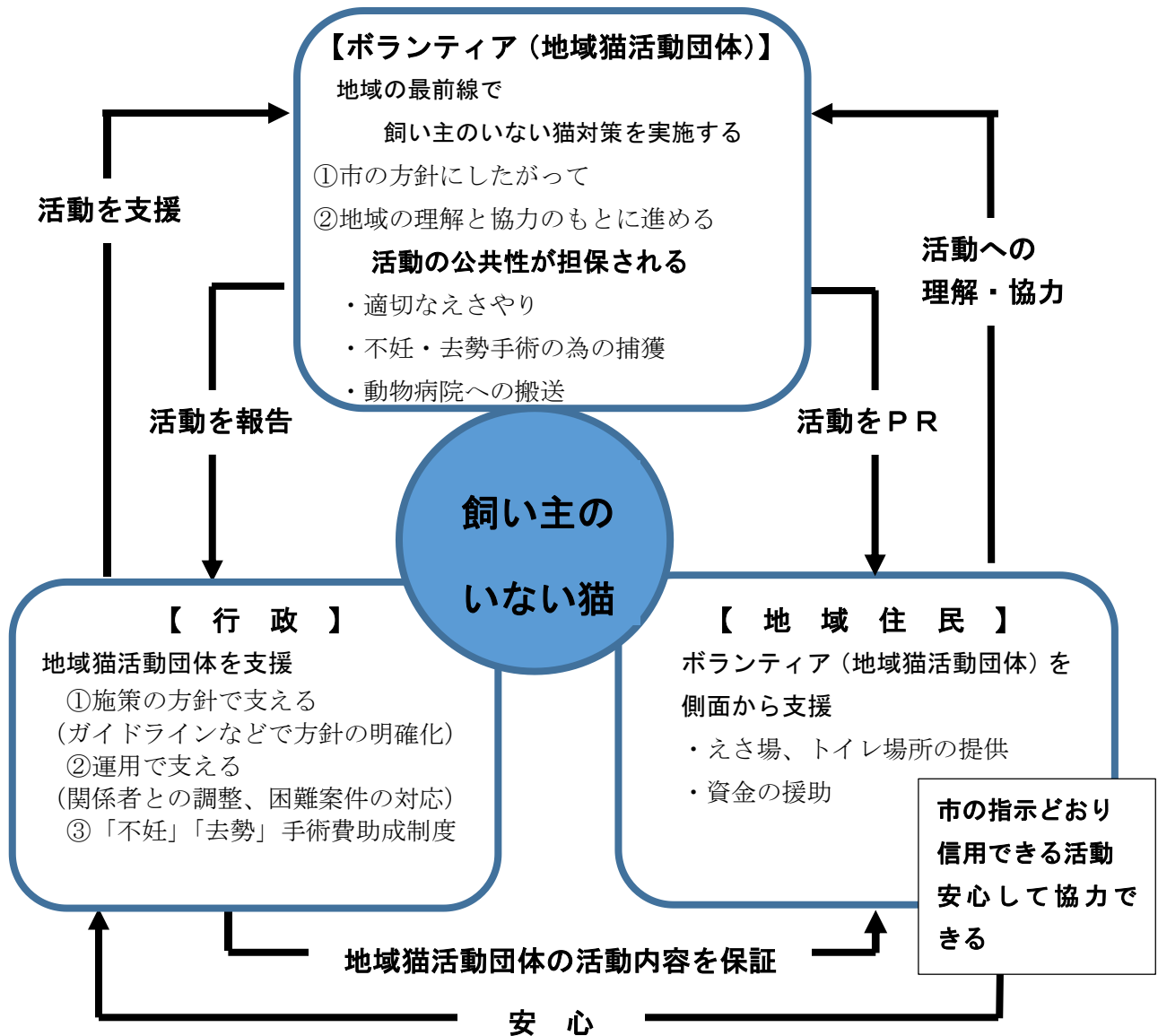
#### IV 地域猫活動は、地域猫活動団体、地域住民、行政の三者協働で

人と猫が共生する地域づくりは、下図のとおり、三者協働によって成功へ導いていくことが大切です。

三者が各々の役割を明確にしないと、ボランティアが精神的に孤立をしていくことが他市の事例でも見受けられるため長続きせず、せっかくの事業も成功させることができません。

また、行政が支援を行わない活動である場合には、地域住民にとって「公共性のある活動」という認識をもってもらえないばかりか、単なる「猫好きの集団」が勝手に活動をしているという誤解を招く結果にもなりかねません。

そのため、ボランティア（登録された地域猫活動団体）、地域住民、行政それぞれの役割を明確にして「地域猫活動」を実践していく必要があります。



## 【取り組みと役割分担】

### 1. 地域に住む人、地域猫活動団体（ボランティア）

- (1) 地域猫活動の実践者として、最も望ましいのが活動地域に住む人です。猫の問題を地域全体で話し合う場合、互いに知り合った間柄であれば話もスムーズに進むのではないのでしょうか？（他の地域に住む人が実践者となることを否定するものではありません。）
- (2) 地域猫活動の取り組みは、できるだけグループなど集団で活動してください。
- (3) 集団の中では、役割分担をしてください。（えさの係、糞やごみの始末の係、不妊・去勢手術のための猫の捕獲係）

- ① 地域における話し合いにより、理解と協力を得られるようなコーディネート
- ② えさやりや、えさの場所、猫トイレの設置や掃除などの管理
- ③ 猫の個体識別、不妊・去勢手術のための捕獲、動物病院への搬送

### 2. 自治会などの地域住民

- (1) 地域猫活動の実践者が行う募金活動やバザーへの協力、えさ場の提供など、地域猫活動を行っていくための支援をしてください。
  - (2) 地域住民に**地域猫活動**の周知啓発を支援してください。
- ① 地域において、理解と協力を得られるよう、話し合いの機会を作る。
  - ② えさの場所、猫トイレの場所の提供
  - ③ 資金の援助（不妊・去勢手術費や、えさ代など）

### 3. 行政

行政では、地域有志の方々の登録を受け付け、「東村山市地域猫活動団体補助金の交付に関する規則」に基づく不妊・去勢手術費の一部の助成、すでに活動している地域猫活動団体（ボランティア）と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化の実現、手引きの普及、地域猫の適切な飼育の指導などの支援をします。

- (1) 不妊・去勢手術費用の一部助成（メス 5,000 円 オス 3,000 円）※いずれも上限額
- (2) 猫用捕獲器の貸し出し
- (3) 「飼い主のいない猫」で困っている地域等との調整
- (4) 活動のアドバイス

※登録を受けるためには、事前に行政からの説明を受けていただく必要があります。

## V 地域猫活動を始めるにあたっての具体的な方法

### 1. 活動に賛同する有志を集める

活動の実施には、近隣住民の理解が必要です。

事前にできるだけ多くの人たちとの間で飼い主のいない猫問題について話し合い、一緒に取り組んでくれる有志を募りましょう。

### 2. ボランティア等への協力依頼

(1) 経験豊富な動物愛護団体やボランティアの協力が得られると、活動がスムーズに進みます。

(2) 地域の状況を説明し、協力を依頼しましょう。

### 3. 地域の理解と協力

住宅地の場合は町会や自治会、集合住宅の場合は管理組合などに呼びかけ、説明会などを開き、地域の理解と協力のもとに活動に取り組むようにしてください。

その際には、猫が苦手な人や活動に反対の人にも広く参加していただき、「地域猫活動」への正しい理解と協力が得られるよう丁寧に説明する必要があります。

### 4. 対象となる猫の把握

(1) まず、外飼いの猫と飼い主のいない猫を区別する必要があります。

飼い主のいないことを確認しておかないと、不妊・去勢手術などの際にトラブルになることがあります。

(2) 猫の写真を撮ってリスト化しておくと、数なども把握しやすくなります。

### 5. 活動のルール作り

(1) 地域住民と団体・ボランティア、行政などが協力しながら活動を進めていくことが重要です。活動実践者で役割分担やローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、取組体制を作ります。

(2) 活動の主体として最も望ましいのは、その地域に住む方々ですが、理解が得られれば他の地域に住む人が主体となることも差し支えありません。

### 6. 活動の実際

#### (1) 猫の管理

##### ① えさやり (P 2 1 「集めない」参照)

(ア) えさを与える時間と場所を限定し、決められた量を与えます。

(イ) 食べ残しはすぐに片付け、掃除も行ってください。

(ウ) 置きえさ(えさを放置すること)は絶対にやめましょう。

② トイレの設置、清掃（P 2 3 「糞尿被害を防ぐ」参照）

（ア）近隣住民に迷惑のかからない、人目を避けられるような場所に土地の管理者の承諾を得て、砂などを入れた猫トイレを設置します。

（イ）そこ以外に糞尿をした場合は、処理、清掃を行い環境美化に努め、近隣住民との良好な関係を保つようにしましょう。

（2）繁殖制限（不妊・去勢手術）（P 2 0 「生まれさせない」参照）

① 費用の確保

募金、協賛金で集める方法や、バザーを開催する、自治会で負担するなどの方法があります。地域で資金集めをした場合は、詳細な記録と会計報告をする必要があります。

② 捕獲、病院への搬送

猫に負担の少ない方法（捕獲器が一般的）で捕獲・搬送します。しかし、猫の捕獲は難しいので、経験豊富なボランティアの協力を得るようにしましょう。

また、捕獲を実施する場合は、近隣の住民に日時をお知らせし、飼い猫を外へ出さないよう協力を依頼してから行う方がよいでしょう。

③ 動物病院の選択（P 5 1 「市内動物病院一覧」参照）

猫の捕獲は予定どおりにいかないことが多いので、事前に地域猫活動に理解のある獣医師や動物病院を調べておき、時間の調整などの協力を得られるようにしておくことがよいでしょう。

④ 手術済み猫の識別方法

手術済みの猫の耳先をカットするなど、簡単に識別できるようにしておきます。



## 7. 住民へのPR

（1）猫の問題を地域全体で解決していくためには、近隣住民に理解を求めるPR活動が最も重要といえます。

（2）活動の過程の節目などで、地域の全戸にチラシを配布するなどの方法もありますが、その日の活動結果などを掲示板等に示すなど、日常の活動を住民にアピールすることが効果的です。

（3）PRすることにより、これまで猫のことを心配していた人などが、新たな協力者として出てきてくれることもあります。

## 8. 地域猫活動関係図

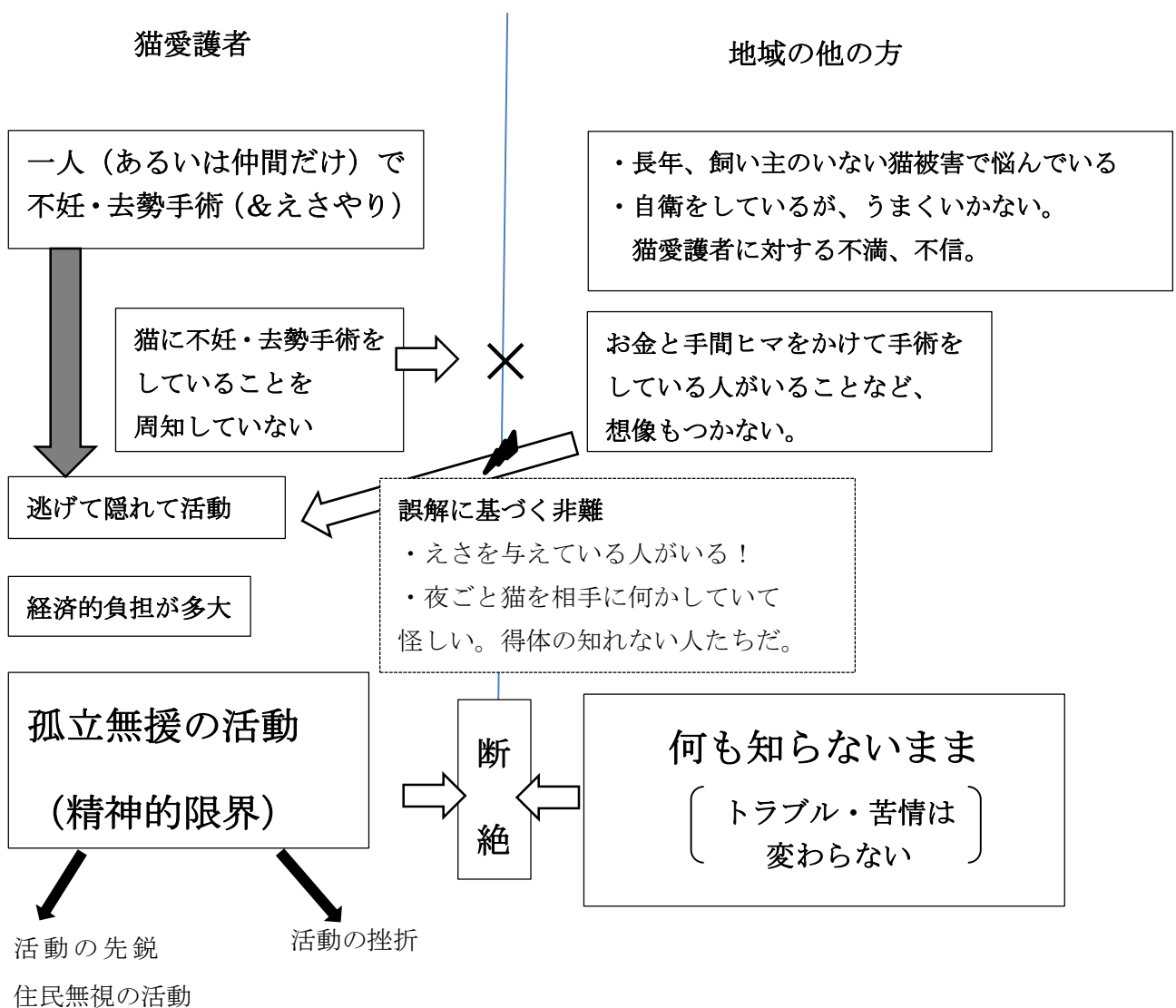
地域猫活動では、飼い主のいない猫の問題を「**地域の生活環境問題**」として考えます。  
決して「**猫を愛護するか、愛護しないか**」ということだけではありません。

ですから、地域猫活動では、「**対策の考え方を地域で共有すること**」が最も重要です。

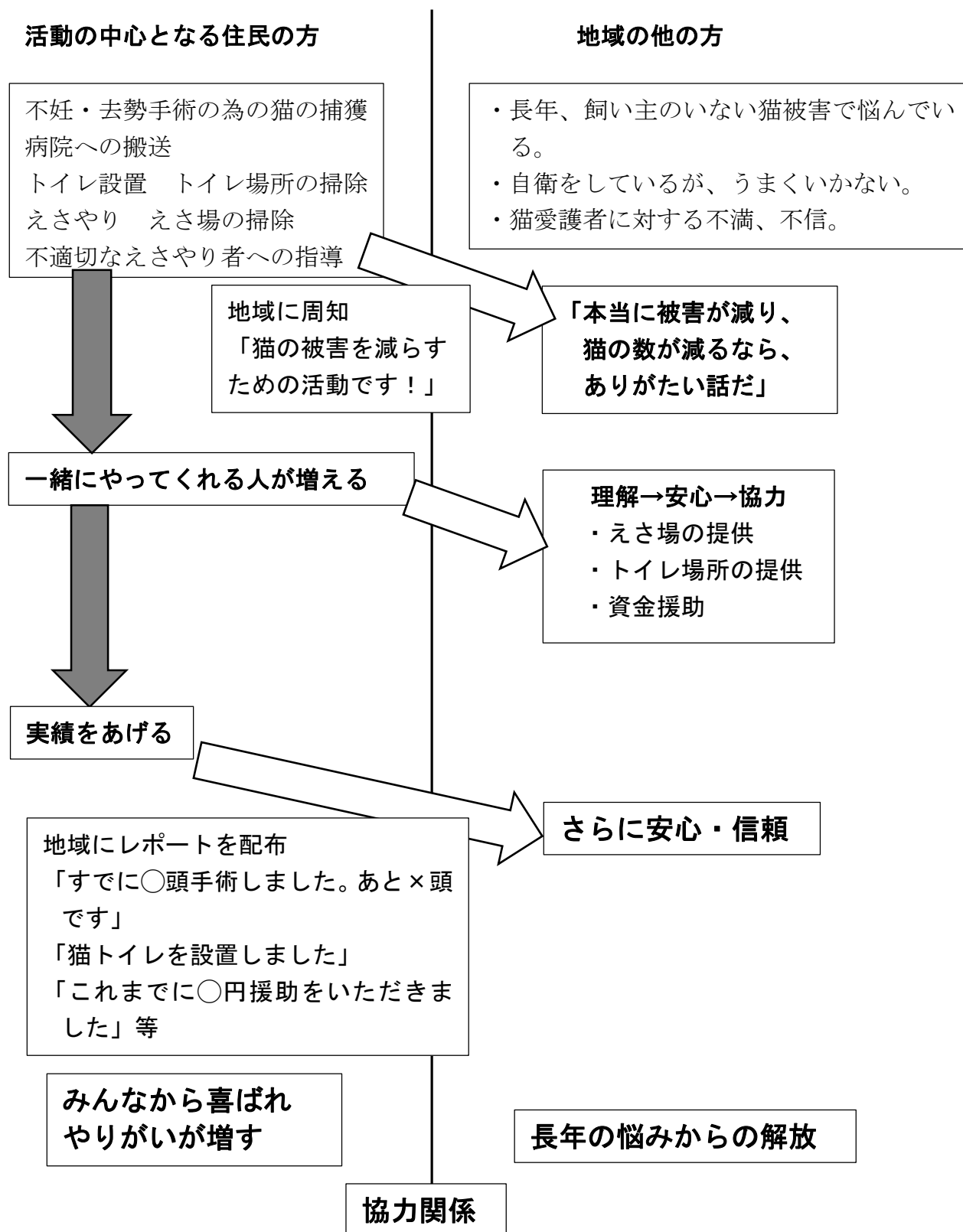
**猫愛護者もそれ以外の方も、ともに気持ちよく暮らせるまちにしていくために、地域に活動の趣旨が浸透している必要があります。**

猫を愛護する一部の方だけが広報しないで活動している場合、「**迷惑な猫愛護者**」と誤解されてトラブルに巻き込まれてしまうこともあります。

### (1) これまでの関係図



(2) 地域猫の関係図



## 9. 地域への周知の具体的な方法例

### (1) まず、自治会などの関係者の方々へご挨拶

個人の趣味的な活動ではなく、「公共的な地域活動」として、地域の方々に声をかけて猫対策をします。自治会などの関係者の方々へご挨拶をし、活動趣旨を説明します。

### (2) つぎに、近隣に周知&協力者を募る

周知には主にチラシを使います。

#### 具体的には・・・、チラシを持参し戸別訪問

戸別訪問は少々勇気が必要ですが、「飼い主のいない猫問題について一緒に考えたい」と言うと多くの場合好意的に話が進みます。

※ 志を同じくする複数の人と一緒に訪問すると心強いです。

### (3) 戸別訪問の二大メリット

- ① 飼い主のいない猫の被害者から喜ばれ、応援してもらえます。
- ② こっそり庭でえさを与えている家など、猫好きな家を把握できるので、猫トイレの設置などの協力を求めることができます。

## 特に優先して訪問する家（飼い主のいない猫対策のカギとなる家）

- ① 猫で困っている家（ペットボトルが置いてある）  
→被害状況などを丁寧に聞きます。
- ② えさを与えている家（またはその可能性がある家）  
→地域の飼い主のいない猫に詳しいと思われます。猫の状況を詳しく聞きます。  
→対策への協力を依頼します。

## 説明の方法

- ① 市の方針に従い、② 自治会などの関係者の方々へもお話しし、③ 飼い主のいない猫対策を進めます。と話し、チラシを渡します。
- ※ 「猫愛護活動」を踏まえた「飼い主のいない猫対策のための活動」であることをしっかりアピールすることが大切です。

補足的な方法として、自治会の回覧をお願いしたり、アパート・マンションなどにはポスティングしたりするのも有効です。また、地域の交番にも挨拶をしておくとうれしいです。

## 開始時に配布するチラシの例

### 〇〇小学校周辺住民の皆様へ

繰り返し出産をしている飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせたいとのご相談を受け、〇〇小学校周辺の飼い主のいない猫対策（地域猫活動）を行っています。

調査したところ、**引越して捨てられた2匹**（手術済み）を含め、**11匹の飼い主のいない猫**がいることがわかりました。

母猫とその子猫もまた、この春出産をする時期になり、このままでは猫の数が一気に増えてしまうことがわかりました。

地域猫活動とは飼い主のいない猫問題をその地域の問題としてとらえ、住民、ボランティア、行政が協働して力を出し合い、問題を解決していく活動です。

1. 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行い、繁殖を制限し、一代限りとし
2. ごみあさをさせないようにえさをキッチンと与え、片づけを行い
3. 地域住民の方の協力で、トイレなどを設置し糞尿の被害対策を行うことで、地域の猫と人、人と人のトラブルの解決を図ります。

#### **東村山市では、このような活動を猫被害対策のための活動と位置付けています。**

飼い主のいない猫の寿命は4～5年と短く、この活動を続けていくことで、だんだんと猫の数が減り、糞尿被害も減っていきます。

えさをあげなければいい、とお考えの方もいらっしゃると思いますが、えさが少なくなったとしても、繁殖が抑えられるわけではありません。

また、捕まえて処分する、別の場所に遺棄・虐待することは、飼い主のいない猫であっても犯罪です（100万円以下の罰金）。各行政も、飼い主のいない猫の引き取り処分は行っておりません。

**地域の子供たちに、命を慈しみ大切にすることを学んでもらう活動でもあります。** 迷惑だから隣町に追いやる、処分するといった考えからは、生命尊重の理念は伝わりません。

〇〇町会のご許可を得て、

      月      日 から 猫の捕獲作業を行います

既に不妊、去勢手術をしている猫を知っている、家猫で外へ出している猫がいる、自分も猫のお世話をしているなど、情報があれば予めご連絡ください。また、家猫は外へ出さないようお願いいたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇の会                    代表 〇〇 〇〇子 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇



## 地域に協力を呼びかけるチラシの例

地域の皆様のご理解とご協力をお願いします！

\*\*\*地域の環境改善のため、「ちょっとだけ」活動に参加してみませんか？\*\*\*

地域猫活動の中で行われる猫の不妊・去勢手術には、猫の発情中の鳴き声、ケンカ、マーキングを抑えるなどの効果があります。それだけでも地域はとても静かに穏やかに変わりますし、飼い主のいない猫も徐々に減っていきます。

ですが、この活動には、不妊・去勢手術費用、えさ代、トイレの設置場所、清掃など、みなさんのご協力が不可欠です。

現在、猫のお世話をしている方は、今回の費用について多くの負担をしていただくことになっていますが、個人で全額を負担することは出来ません。

また、ウンチ被害についての対策はこれからになるため、みなさんのご理解をいただきにくい現状ではありますが、被害状況など具体的にお聞かせいただき、対策を取っていかねばいけません。

ボランティア活動と言うと、特殊な人たちだけの活動と思われがちですが、この地域猫活動は、地域に根ざした地域環境改善のための市民活動です。

どんな小さなご協力でも構いません。ちょっとだけ、お力を貸していただけませんか？

**費用の援助・・・500円でも1000円でも構いません。無理のない範囲でのご協力、よろしく  
お願いいたします！ご協力いただける方は〇〇町会〇〇様にお渡しくださいませ  
すよう、お願いいたします。**

**トイレの設置・・・糞尿被害対策で最も有効なのが、トイレの設置です。プランターを電柱脇に設  
置するなど、場所の提供をお願いします。**

清掃のご協力（週に1，2回で十分です）をしていただける方、ちょっとやってみようかな、という程度で構いません。ぜひ、ご連絡ください。

**フードの援助・・・猫の繁殖を抑えるための捕獲は、決まった場所・時間に餌付けを行い、猫の行  
動を把握し管理していないとできません。餌付けは大切な作業です。不要にな  
ったフード（缶、カリカリ）をいただくと助かります。**

みなさんのちょっとのご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇〇〇の会 代表 〇〇 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇町会 042-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ・地域猫活動は東村山市の協力のもと、行っております。
- ・問い合わせ 東村山市役所 環境・住宅課：環境対策係 042-393-5111（内線2422・2423）

## 活動レポートの例

平成〇〇年〇月〇日

地域のみなさまへ

### 飼い主のいない猫対策の進捗状況（ご報告）

私たちは、東村山市の公認ボランティアとして、地域環境改善のため、飼い主のいない猫対策を進めています。

ここ〇〇神社では、神社関係者のご理解をいただき、昨年8月から対策を進めています。不妊・去勢手術もかなり進みましたので、現在の状況をご報告いたします。

#### ① 不妊・去勢手術

手術済・・・成猫10頭

※ 手術が終わった猫は、目印として、左耳の先端をV字形にカットしています。

今後の手術予定・・・成猫1頭

※ ときどきしか姿を見せないなので、なかなか捕まらない状況です。

#### ② 猫トイレ

糞の被害を少しでも減らすため、神社の許可を得て、敷地内の一部を掘り起こし、猫トイレを作っています。猫が使用していることが確認できています。

#### ③ えさについて

私たちはえさやりをしていませんが、神社内では特定の方がえさやりをしています。猫の被害を抑えるためには、決まった場所、決まった時間に、適切な量のえさを与える必要があります。えさを与えないと、以下のように被害が拡大します。

- 1 神社の外に出て近隣でえさをねだります。そのようなときに猫好きの方がえさを与えると、猫はその場所を新たな居場所にしてしまいます（猫被害が近隣に拡散）。
- 2 飢えてごみをあさったり、ひどい場合には屋内に侵入して室内の食べ物を盗んだりします。

私たちは、神社関係者のご理解をいただき、猫問題の解決を図っています。不妊・去勢手術によって増えないようにした上で、一代限りとなった猫について、トイレの設置等により、猫を適正管理して被害を少しでも減らしていきます。  
飼い主のいない猫は生活環境が悪くなく、寿命は4～5年とされていますので、猫の数はだんだんと少なくなっていくことになります。

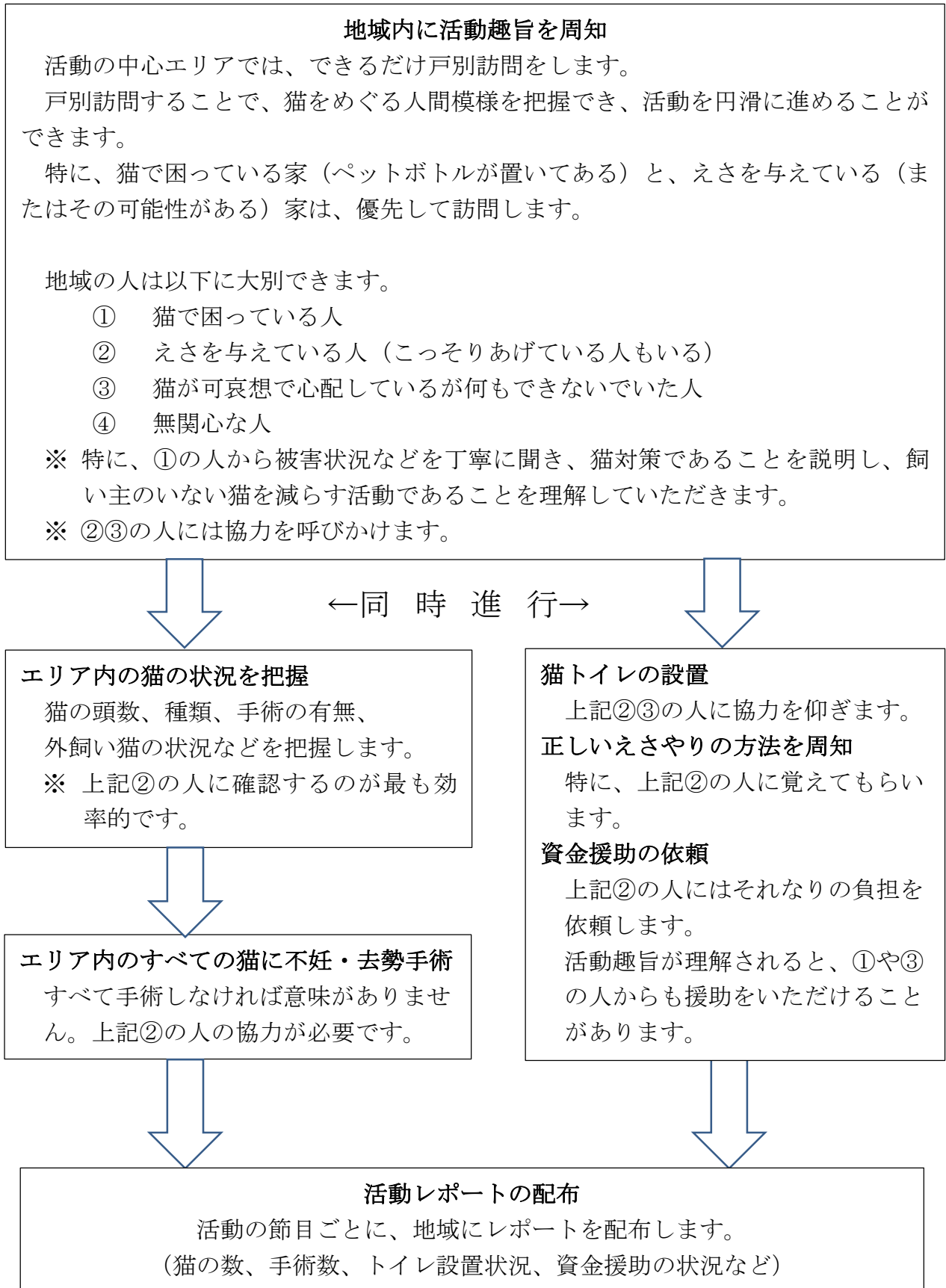
この活動は地域のみなさまのご理解、ご協力をいただき、初めて実現できます。趣旨にご賛同いただける方は、どのような小さなことでも構いませんので、ご協力いただくとありがたく存じます。

〇〇〇〇〇〇会 代表 〇〇（〇〇町〇丁目）

・地域猫活動は東村山市の協力のもと行っております。

※東村山市役所担当部署 環境・住宅課 042-393-5111 (2422・2423)

## 10. まとめ～活動の流れ～



## VI 被害対策

### 1. 生まれさせない

地域の猫を調査して、すべての「飼い主のいない猫」に不妊・去勢手術を施し、新たな繁殖を防ぎます。

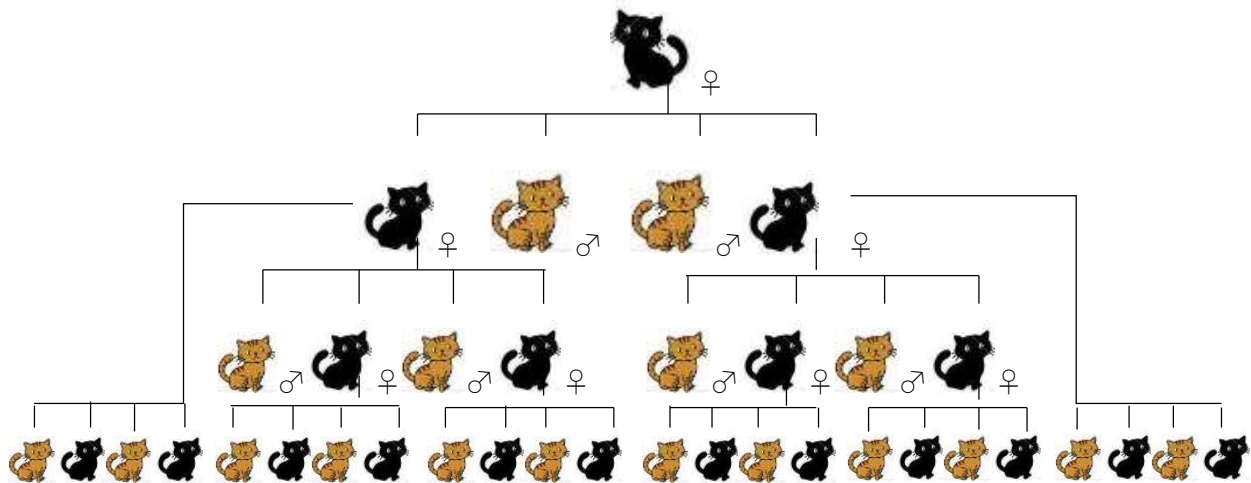
外で暮らす猫は生活環境が厳しく、寿命は4～5年とされています（一般的な飼い猫の寿命は15年程度）ので、全頭手術が終わると着実に数が減っていきます。

手術をすると、ケンカや、繁殖期の鳴き声も減少します。

#### 【繁殖制限によって】

- (1) 猫の出産がなくなり、「飼い主のいない猫」が徐々に減少していきます。
- (2) 発情期の鳴き声、ケンカが少なくなります。
- (3) 尿の臭いがうすくなります。

半年に1回、4頭ずつ出産し、子猫の半分がメスと仮定した場合1年間で1匹→37匹に増えます。



- ※ メス猫は年に2～3回、1回につき3～5頭を出産します。
- ※ メスの子猫は生後6ヶ月程度で最初の出産をします。
- ※ 以上は1年間の理論値です、実際には成猫になる前に死亡する猫がいます。

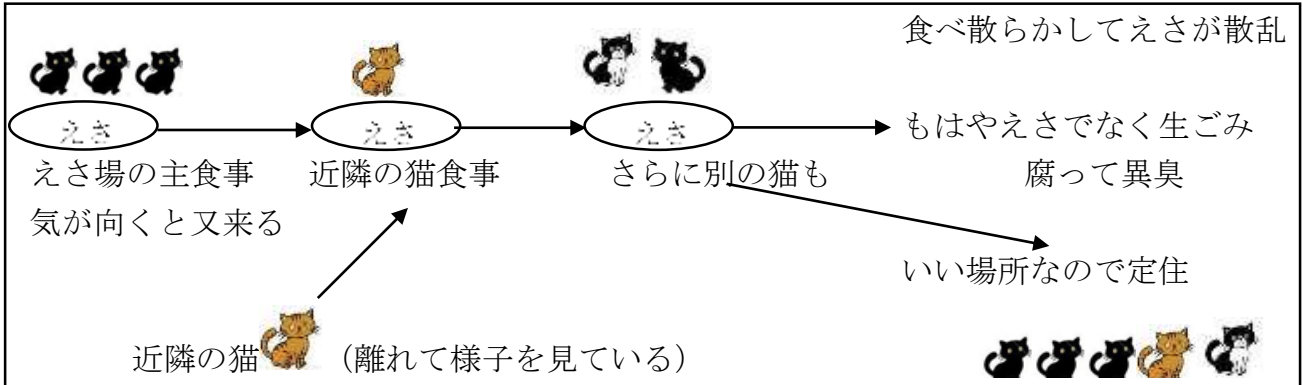


不妊・去勢手術済みの目印として耳先をV字カット

## 2. 集めない

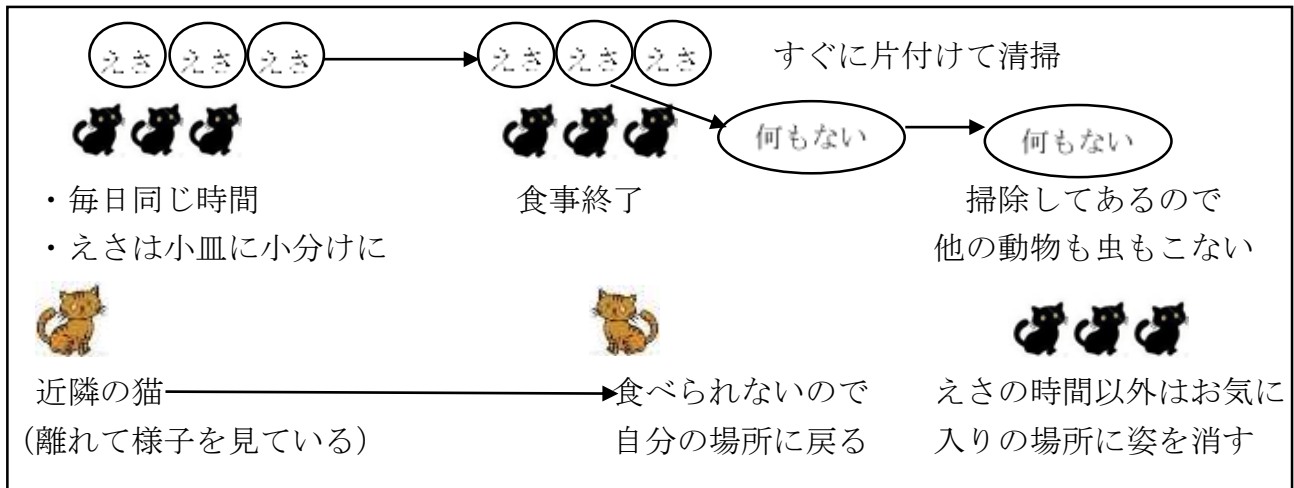
誤った方法でえさやりをすると他の地域から次々と新たな猫を呼び込むことになり、いくら不妊・去勢手術をしてもきりが無い状態になってしまいます。

### (1) 誤った方法・・・えさを置き、そのまま現場を去る（置きえさ）



- ① 置きえさ現場では、いったい何頭の猫がえさを食べに来ているのかさえ、把握できない。
- ② 把握していない猫が出産してしまう可能性が高い。  
※置きえさ現場では、全頭手術しても、流入猫が新たなコロニーを形成し、3年程度で元の状態に戻ることが判明しています。

### (2) 適切な方法・・・時間を決めてえさやりし、食後はすぐ片付け清掃を



- ① 活動対象の猫が、決められたえさの時間に集結するので、継続的な個体把握が可能。
- ② 捕獲は、決められたえさの時間に行えばいいので、非常に効果的。
- ③ 把握している猫全体の不妊・去勢手術が終われば、もう増えない。

他人の敷地（駐車場など）で、無断でえさやりをしている方がいますが認められません。これは「猫のえさやり」の問題ではなく、「他人の敷地に勝手に入って自分の好きなことをしてはいけない」という常識の話になります。不法侵入に問われる可能性もあります。

「今まで何も言われていないので大丈夫だと思います」という方がいますが、土地の所有者は不満を持ちながら我慢していることが多くあります。マナーは必ず守りましょう。

(3) これまで置きえさをしていた場合、時間を決めたえさやりに移行する方法

- ① えさ場に猫がある程度集まっているのを確認してからえさを出します。
- ② その際、前述のとおり、できるだけ小皿に分けて（できたら頭数分に分けて）えさやりをします。
- ③ 食べ終わった猫から順に小皿を片付け、きれいに掃除します。
- ④ 食べそびれた猫がその後で現れてえさをねだってきても、我慢して、絶対にえさを与えないようにします。
- ⑤ 何日間か続けると、かなりの猫がピッタリその時間に現れるようになります。
- ⑥ そのまま姿を消した猫は、他にえさ場をもっているということなので、心配無用です。

(4) 「えさやりしている人が言うことを聞いてくれない！」という場合

置きえさを止めなければ、猫の流入が止まらず、猫対策は破綻します。

えさやりしている人の多くが、「時間を決めたえさやりをすると、その時に食べられなかった猫が飢える」ということを心配しています。

何日間か一緒に給餌して、大半の猫が決められた時間に姿を現すようになったら、えさやりしている人も安心することが多いです。

(5) えさやりしている人を敵に回しても、得なことは一切ありません

えさやりしている人との連携は、捕獲および個体把握をする上で最重要です。

地域内で猫にえさを与えている人たち（一般的に、飼い主のいない猫はテリトリー内に3～5箇所のえさ場をもっています）が誰なのかを把握することが、対策の第一歩です。

ただし、えさやりしている人と決してケンカをしてはいけません。

えさやりしている人とケンカをしても、猫の捕獲と管理が困難になるだけで、何も良いことはありません。

猫を大切にしたいという相手方のポリシーを尊重し、対話を重ねることが大切です。

(6) 「えさの管理をしたいが、誰か自分たち以外にえさをあげている人がいるらしく、うまくいかない」という場合

誰だか分からないが夜のうちに置きえさされている、というような場合は、現場にえさやりしている人あての張り紙をします。

張り紙の内容は以下のようなものにします。

この地域の野良猫は地域住民によってえさやりも含めきちんと管理しています。野良猫は、食べ物があればあるだけ食べる傾向があります。しかし、必要以上のえさやりは猫の健康を害することにもなりますので、お止めください。

ここで猫にえさをあげている方へ

この地域の野良猫は、地域住民の有志によって不妊・去勢手術が進められています。ぜひ相談したく思いますので、ご連絡ください。

〇〇町〇丁目 猫対策の会 代表 〇〇 090-XXXXX-XXXXX

### 3. 糞尿被害を防ぐ

猫トイレを作ると、糞尿被害が減少します。

猫は食後にえさ場の近くで用を足しますので、猫トイレもえさ場の比較的近くに設置します。(ただし、えさ場のすぐ横だと嫌がります。)

自宅以外に設置する場合は、土地の管理者の許可を得てください。

トイレを作ったら、猫の糞をトイレの土に混ぜて、そこがトイレであることを認識させます。猫の関心を引くために、最初は土にまたたびを混ぜることも効果的です。

猫トイレは、設置場所が多ければ多いほど効果が上がります。

もちろん完全に被害をなくすことはできませんが、確かに一定の効果があります。

あまり効果がみられない場合は、設置場所を変えるなどの工夫をしてみてください。

これまで ～やり場のない怒り～  
「なんで私が、毎日猫の糞を拾わねばならないのか！」



猫トイレの写真

地域で考え、被害対策が行われている

これからは着実に状況が良くなっていく

→安心感

#### 4. 猫の侵入を防ぐ

大切な庭などに猫が侵入しないようにすることも大切です。

残念ながら猫除けには決定的な方法はありませんが、以下の方法により、効果があった事例があります。

##### (1) 猫が嫌がる臭いで防ぐ

- ① 木酢液（もくさくえき。ホームセンターの園芸コーナーで販売しています。）
- ② 食用酢
- ③ ミカンなどの柑橘系の果物の皮
- ④ レモンバームやミントを植える。
- ⑤ 淹れたあとのコーヒーのカス（レギュラーコーヒー）
- ⑥ 市販の忌避剤

注① 上記のものを現場に撒く前に、猫の糞を取り除き、さらに、周囲の土も薄く（表土5cm程度）除去します（事前に糞の臭いを取り除かないと効果ナシです）。

注② 4～5日に1回、最低でも1か月（できれば2～3か月）は継続して、現場に猫の嫌いな臭いが徹底的に染み付くようにします。

注③ 木酢液は、唐辛子を漬け込むとより効果的と言われています。

注④ 土の上に液体を撒くときは、そのままだと土にしみこんでしまうので、「ウッドチップ」（ホームセンターの園芸コーナーで販売しています）を敷いて、その上から液体を撒くと、液体がウッドチップにしみ込むので効果が持続します。

注⑤ 嫌がる臭いは猫によって個体差があります。

対策当初に複数の方式を試し、現場に来る猫が最も嫌がっていると思われる方法を採用します。

##### ⑦ 犬の臭いを付ける

猫は、犬の臭いがする場所を嫌がることが多いです。

犬を飼っている方において、使用済の犬用毛布などを譲り受け、それを現場に置きます。

注 作業前に、猫の糞を取り除き、さらに、周囲の土も薄く（表土5cm程度）除去します。（糞の臭いを取り除かないと効果ナシです）。

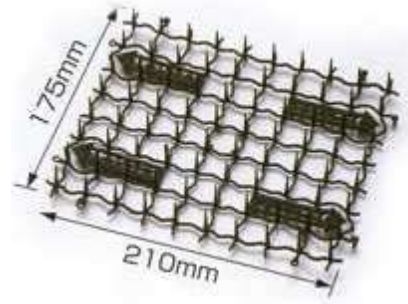
##### (2) 音波発生装置で防ぐ

最近、猫除け用の超音波発生装置がインターネット上で販売されており、効果が報告されています。



### (3) 道具を使って防ぐ

- ① キャットカット（プラスチック製のトゲトゲ。100円ショップなどで販売しています。）
  - (ア) 隙間なく敷き詰めることがポイントです。
  - (イ) 塀から猫が侵入してくるときは、適当なサイズに切って塀の上に置くと、猫が来なくなります。



- ② ネットを張る。
  - (ア) 猫はネットが苦手です。
  - (イ) 目の細かいネット（ゴミ用のネットなど）を侵入経路に張ります。
  - (ウ) できるだけダブダブに、ゆるく張ることがポイントです。
  - (エ) ネットが「ゆるく」張っていると、爪が引っ掛かり、体が安定しないので上に登れません。
  - (オ) ネットの下部も、たつぷりとネットを余らせて、ネットをくぐって下から侵入することのないようにします。

### (4) エアコン室外機のホースでの爪とぎを防ぐ。

- ・前述のキャットカットをハサミで適当なサイズに切り、被害を被っているエアコンのホースに巻きつけ、針金で留めます。



## Ⅶ 猫を飼っている方へお願い

### 1. 猫を飼っている方へお願い

**猫を飼っている方にとって、猫は大切な家族であることと思います。  
家族同然の大切な猫が地域の嫌われ者にならないよう、ぜひ以下のことにご配慮ください。**

#### とにかく不妊・去勢手術を！

不妊・去勢手術をしないと、異性を求めて大声で鳴くなどにより、飼育が非常に困難になります。

屋内で飼育しきれずに外に出したり、猫が異性を求めて逃げ出したりすると、外で子供を作ってしまう（猫の妊娠率はほぼ100%）。

猫は繁殖力が強く、いったん外で猫が生まれると、地域は猫だらけになります。

「うちの猫はオスだから手術は不要」というご意見もありますが・・・。

前述のように、発情期に大声で鳴き、飼育が困難になります。また、屋外に逃げてメスを妊娠させ、飼い主のいない猫が増える原因になります。オスも手術が必要です。

「手術なんてかわいそう」というご意見もありますが・・・。

繁殖期に交尾できないことは、動物にとって大きなストレスとなります。手術をすれば、愛猫は繁殖のストレスを感じずに、快適に生活できるようになります。また、未手術の猫が外に出て交尾すると、地域が猫だらけになります。

**猫を愛すればこそ、不妊・去勢手術は欠かせません。**

#### 完全屋内飼育を！

「猫は外で自由に暮らすのが一番」という考えを耳にすることがありますが、そうではありません。

**外の世界は危険がいっぱいです。**

- ① 飼い主のいない猫から様々な病気をうつされます。
- ② 交通事故で死ぬ猫が後を絶ちません。
- ③ 近隣の庭で糞をするなど、近所に迷惑をかけてしまい、町で嫌われ者になります。猫は、屋内飼育に十分適応できる動物です。

**大切な猫のため、屋内だけで飼いましょう。**

#### 【屋内飼育に切り替える方法】

- ① 大型のケージに猫を入れ、当分の間、ケージの外に出さないようにして飼育します。
- ② 数か月すると、猫のテリトリー認識が変更されるため、ケージの外に出しても屋外に出たがらなくなります。 - 26 -

## 迷い猫にならないために

保健所には、「猫がいなくなりました」という電話が多くかかってきます。しかし、名札などの目印のない場合は、飼い主のいない猫と区別が付きませんので、発見されることは非常にまれです。

東京都動物愛護相談センター（動物収容施設）では、外をウロウロしている猫は原則として引き取りませんので、迷子猫の大半が飼い主のいない猫化してしまっていると思われています。そのようなことにならないよう、**猫に名札などの目印を付けておきましょう。**

## 災害に備えて

以下のものをいつでも持ち出せるように用意しておきましょう。

①えさ（最低5日分）と水 ②食器 ③常用薬 ④トイレ用品 ⑤ケージなど収容用品

猫は環境の変化に弱いので、自宅が無事ならば、慣れている家にいるのが一番です。

自宅が危険なときは、上記のものを持って、避難拠点（市立小中学校）に猫と一緒に避難してください。猫とはぐれても再会できるよう、日頃から、猫に名札などを付けておきましょう。

## 2. 飼い主としての法律等

(1) 法令などの遵守 飼い主は以下の法令、規則などを必ず守りましょう。

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
  - ◇ 動物の所有者又は占有者の責務等（第7条）
  - ◇ 愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則（第44条）
  
- ② 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年10月27日条例第81号）
  - ◇ 動物の飼い主の責務（第5条及び第6条）
  - ◇ 動物飼養の遵守事項（第7条）
  - ◇ 猫の所有者の遵守事項（第8条）
  - ◇ 犬又は猫の引き取り（第21条）
  
- ③ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号）
  - ◇ 終生飼育・飼養など（第1一般原則）
  - ◇ 生活環境の保全、適正な飼養数、繁殖制限（第3共通基準）
  - ◇ ねこの飼養及び保管に関する基準（第5）
  
- ④ その他地域や飼い主の住居で定められた規則など  
※法令の条文については、巻末資料をご覧ください。

(2) 終生飼育（捨てない）※動物の愛護及び管理に関する法律第7条

猫を飼うことは家族が増えることと同じです。家族の面倒を最期まで見るのは飼い主の当然の責任ではないでしょうか？



### (3) 災害発生時

東村山市地域防災計画（平成26年度修正）では、動物愛護について（1）避難所における動物の適正な飼育、（2）動物の保護がうたわれています。災害が起きたとき、家族である飼い猫と安全に避難できるように日頃から準備しておきましょう。

災害時における動物愛護 ～東村山市地域防災計画（平成26年度修正より）～

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

災対健康福祉部救護班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都福祉保健局や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

#### (1) 避難所における動物の適正な飼育

災対健康福祉部救護班は、避難所敷地内に、飼い主とともに避難した動物のスペースを指定する。また、都・動物愛護センター、獣医師会等関係団体と連携し、ペット同伴避難者に対して適正飼養について指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

#### (2) 動物の保護

都獣医師会北多摩支部東村山市獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。都は、「動物保護班」「動物医療班」を編成し、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。

災対健康福祉部救護班は、可能な限り都に協力する。

### (4) その他

- ① 猫の習性、本能などを十分理解し、愛情をもって適切に飼育してください。
- ② 猫が苦手な方、猫アレルギーがある方など、地域には猫を快く思えない方がいることを理解しましょう。
- ③ 猫に関する苦情は近隣トラブルの原因となる場合があります。苦情に対しては自分の言い分ばかり主張せず、冷静に苦情者との折り合いがつく対処を考えましょう。
- ④ 猫が死亡した場合は、適切に扱きましょう。市の資源循環部管理課で引き取りを行っています。お問い合わせ 管理課（電話 042-393-5111）
  - ◇ 飼い猫 … 有料（持ち込み 2,500円 引き取り 6,300円）
  - ◇ 飼い主のいない猫 … 無料

## Ⅷ 行政は地域の方の取り組みを支援します

### 1. 登録ボランティア制度

地域で中心となってくださる方を「東村山市地域猫活動団体」として認定します。

これは、行政が、地域住民に対して、「この方は、地域のために働いているきちんとした人ですよ」と**保証**していることを意味します。

#### 登録には条件があります

- (1) 市内在住の者を中心に構成されていること。
- (2) 同一世帯に属していない構成員が2人以上であること。
- (3) 飼い主のいない猫の管理活動（餌の管理、糞尿の処理、不妊手術又は去勢手術の措置、疾病予防対策等をいう。次号において同じ。）の内容が、市長が別に定めるガイドライン（本「手引き」）に基づいたものであること。
- (4) 飼い主のいない猫の管理活動の内容について、継続的に周知活動を行うこと等により、地域住民の理解及び協力を得ていること。
- (5) 政治活動、宗教活動、又は営利活動を目的としていないこと、及び市又は公共的団体が行う同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号又は第3号に規定する者を構成員としていないこと。

### 2. 登録ボランティアに対する市の支援

#### 登録ボランティア証の交付

地域の方と話をする際などに、信用度が増します。

#### 不妊・去勢手術費の助成制度

登録ボランティア専用の手術費助成金制度を予算の範囲内で利用することができます。（病院で手術をした場合、メス5,000円、オス3,000円）

#### 猫用捕獲器の貸出し

手術のための捕獲で使う、専用の捕獲ケージをお貸しします。

#### 自治会などの関係者の方々等との調整

市は、必要に応じて、活動エリアの自治会などの関係者の方々等との調整を行います。

#### PR用のチラシ用意

市は、PR用のチラシを用意し、必要に応じて配布できるようにします。

**市登録ボランティアになって地域で猫対策をしてみようとお考えの方、まずは下記担当までお電話ください。**

東村山市役所環境・住宅課 042-393-5111 内線（2422・2423）

## IX 巻末資料

### 1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日第105号）一部抜粋

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

## 2 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年10月27日条例第81号）一部抜粋

### （飼い主の責務）

第5条 飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。）は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命ある者である動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするように努めなければならない。

- 2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、動物をその終世にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

### （飼い主になろうとする者の責務）

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

### （動物飼養の遵守事項）

第7条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。
- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。



(猫の所有者の遵守事項)

第8条 猫の所有者は、法第37条第1項及び第5条第3項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※法第37条第1項とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定です。条文では以下のとおりとなっています。

(犬及び猫の繁殖制限)

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(犬又は猫の引取り)

第21条 知事は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 知事は、前項の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。

3 知事は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又は猫を引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

### 3 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 (平成14年5月28日環境省告示第37号)

※ 一部抜粋

#### 第1 一般原則

1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するよう努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。

- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

### 第3 共通事項

#### 1 略

#### 2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

#### 3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

#### 4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

#### 5 略

#### 6 略

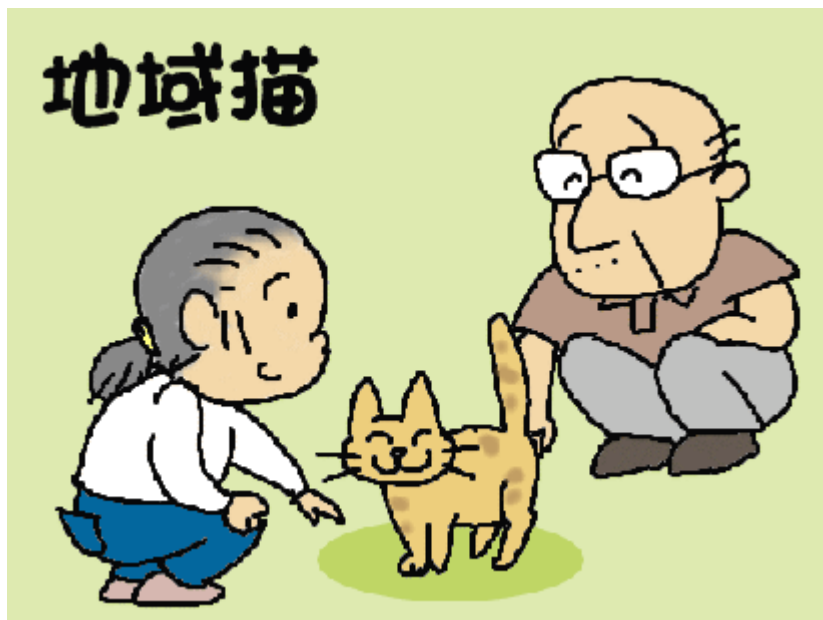
#### 7 略

#### 8 略

#### 9 略

## 第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。



東村山市地域猫活動団体補助金の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東村山市（以下「市」という。）内において、飼い主のいない猫を適切に管理する活動を行う団体に対し、地域猫の不妊手術及び去勢手術に係る費用の一部又は全部を補助することにより、飼い主のいない猫を原因とする住環境への被害等の防止を図り、もって市民の良好な生活環境の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 次条第5項に規定する地域猫活動団体により管理されている飼い主のいない猫のうち、次条第3項又は第6項の規定により市長が承認したものをいう。
- (2) 不妊手術 獣医師が行う卵巣又は子宮を摘出する手術をいう。
- (3) 去勢手術 獣医師が行う精巣を摘出する手術をいう。

(団体登録)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、事前に次の各号に掲げる要件を満たす団体として、東村山市地域猫活動団体登録（以下「団体登録」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 市内在住の者を中心に構成されていること。
- (2) 同一世帯に属していない構成員が2人以上であること。
- (3) 飼い主のいない猫の管理活動（餌の管理、糞尿の処理、不妊手術又は去勢手術の措置、疾病予防対策等をいう。次号において同じ。）の内容が、市長が別に定めるガイドラインに基づいたものであること。
- (4) 飼い主のいない猫の管理活動の内容について、継続的に周知活動を行うこと等により、地域住民の理解及び協力を得ていること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと、及び市又は公共的団体が行う同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号又は第3号に規定する者を構成員としていないこと。

2 前項の承認を受けようとする団体は、東村山市地域猫活動団体登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 活動地域の地図
- (2) 地域猫としたい猫状況一覧表（第2号様式）

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、審査のうえ適否を決定し、東村山市地域猫活動団体登録承認・不承認通知書により、当該申請を行った団体に通知するものとする。この場合において、団体登録を承認したときの登録の有効期間は、当該承認をした日から当該年度の末日までとする。
- 4 市長は、前項の承認を行うに当たり、必要な条件を付することができる。
- 5 第3項の規定により団体登録の承認を受けた団体（以下「地域猫活動団体」という。）は、第2項の規定により申請した事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、東村山市地域猫活動団体登録事項変更届（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。
  - (1) 活動地域
  - (2) 構成員の人数、住所又は電話番号
  - (3) 活動地域において組織されている自治会又は管理組合等の代表者の氏名又は電話番号
  - (4) 地域猫の管理状況
- 6 第3項前段及び第4項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第3項中「前項」とあるのは「第5項」と、「東村山市地域猫活動団体登録承認・不承認通知書」とあるのは「東村山市地域猫活動団体登録事項変更承認・不承認通知書」とする。
- 7 市長は、地域猫活動団体について第5項各号に掲げる事項に変更があったと認めるときは、当該団体に対し、同項の規定による届出を行うよう求めるものとする。
- 8 市長は、地域猫活動団体が次の各号の一に該当するときは、団体登録を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により団体登録の承認を受けたとき。
  - (2) 第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 第4項の規定に基づき付された条件又はこの規則の規定に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。
- 9 市長は、前項の規定により団体登録を取り消したときは、東村山市地域猫活動団体登録取消通知書により、当該団体に通知するものとする。  
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、地域猫活動団体が地域猫に対して実施した不妊手術及び去勢手術に要した費用のうち、当該団体が団体登録を受けた日の属する年度中に支出した費用とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費で、次の各号に掲げる手術の種類に応じ当該各号に定める額を上限とし、毎年度予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 不妊手術 1件につき5,000円
- (2) 去勢手術 1件につき3,000円

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域猫活動団体は、市長が定める期間内に、東村山市地域猫活動団体補助金交付申請書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費を証する書類
- (2) 前号のほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助の適否を審査し、東村山市地域猫活動団体補助金交付決定通知書により当該申請をした地域猫活動団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた地域猫活動団体(以下「交付決定団体」という。)は、市長が指定する期日までに、東村山市地域猫活動団体補助金請求書(第5号様式)を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を確認のうえ、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定団体が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 前2号のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(活動報告)

第10条 地域猫活動団体は、年度終了後、速やかに東村山市地域猫活動団体活動報告書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

(調査)

第11条 市長は、団体登録又は補助金に関し、必要があると認めるときは、地域猫活動団体に対し報告を求め、又は必要な書類を提出させることができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

（申請先）東村山市長

東村山市地域猫活動団体登録申請書

住所（所在地）  
 氏名（名称）  
 申請者 電話番号  
 団体名  
 （代表者氏名） ㊟

東村山市地域猫活動の団体登録（新規・更新）の承認を受けたいので、東村山市地域猫活動団体補助金の交付に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 活動地域（合計 箇所 ※活動地域の地図を添付してください。）

地域No.	活動地域の住所			
1	東村山市	町	丁目	番 付近
2	東村山市	町	丁目	番 付近
3	東村山市	町	丁目	番 付近

※4箇所目以降の活動地域については、別紙（様式自由）にて提出してください。

2 構成員（合計 名）

氏名	住所	電話番号	区分
フリガナ 代表者	東村山市 町		成人
フリガナ	東村山市 町		成人
フリガナ	東村山市 町		成人 未成年
フリガナ	東村山市 町		成人 未成年
フリガナ	東村山市 町		成人 未成年

※6人目以降の構成員については、別紙（様式自由）にて提出してください。



3 活動地域の自治会（管理組合等）について

自治会 管理組合等名称	代表者氏名	連絡先	活動地域No.	確認欄

※記入しきれない場合は別紙（様式自由）にて提出してください。

※確認欄には何も記入しないでください。

4 地域猫としたい猫（合計 匹）

内訳	オス		メス	
	手術済	未手術	手術済	未手術
	匹	匹	匹	匹

※詳細は別紙「 年 月 日付地域猫としたい猫状況一覧表（第2号様式）」のとおり。

5 エサやりの管理

(1) エサやり している ・ してしない ・ 検討中

※「している」の場合は、(2)以降も記入してください。

(2) エサ場 合計 箇所

※活動地域の地図に記号と番号で図示してください。

(3) エサやりの時間と人数 時間 時頃、人数 人

6 糞尿の処理

(1) 糞尿の処理 清掃 ・ 猫用トイレの設置 ・ 検討中

※清掃か猫用トイレの設置の場合は、(2)以降も記入してください。

(2) 猫用トイレの場所 合計 箇所

※活動地域の地図に記号と番号で図示してください。

(3) 清掃の時間と人数 時間 時頃、人数 人

7 今までに実施した周辺住民の周知・理解を得るための活動について記入してください。

8 当団体は、次の各号に該当していることを申告します。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としておらず、また、市又は市の外郭団体が行う同種の補助金の交付を受けておりません。
- (2) 東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号又は第3号に規定する者を構成員としておりません。

地域猫としたい猫状況一覧表

代表者住所	東村山市 町 丁目 番
団体名	
代表者氏名	Ⓜ
活動地域	東村山市 町 丁目 番 付近 (第1号様式における地域No. )

※一覧表は、活動地域ごとに作成してください。

猫No.	毛色	性別	年齢（推定）	不妊・去勢 手術	個体識別 方法	その他
1			歳	済・未		
2			歳	済・未		
3			歳	済・未		
4			歳	済・未		
5			歳	済・未		
6			歳	済・未		
7			歳	済・未		
8			歳	済・未		
9			歳	済・未		
10			歳	済・未		
11			歳	済・未		
12			歳	済・未		
13			歳	済・未		
14			歳	済・未		
15			歳	済・未		
16			歳	済・未		
17			歳	済・未		
18			歳	済・未		
19			歳	済・未		
20			歳	済・未		

※性別が不明な場合は、「その他」欄にその旨を記入してください。

※2匹目以降については、別紙（様式自由）にて提出してください。

（申請先）東村山市長

東村山市地域猫活動団体登録事項変更届

住所（所在地）  
 氏名（名称）  
 申請者 電話番号  
 団体名  
 （代表者氏名） ㊟

東村山市地域猫活動団体の登録事項に変更があったので、東村山市地域猫活動団体補助金の交付に関する規則第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する活動地域（合計 箇所 ※活動地域の地図を添付してください。）

地域No.	活動地域の住所			
1	東村山市	町	丁目	番 付近
2	東村山市	町	丁目	番 付近
3	東村山市	町	丁目	番 付近

※4箇所目以降の活動地域については、別紙（様式自由）にて提出してください。

2 構成員（合計 名）

氏名	住所	電話番号	区分
フリガナ 代表者	東村山市 町		成人
フリガナ	東村山市 町		成人
フリガナ	東村山市 町		成人 未成年
フリガナ	東村山市 町		成人 未成年
フリガナ	東村山市 町		成人 未成年

※6人目以降の構成員については、別紙（様式自由）にて提出してください。

3 活動地域の自治会（管理組合等）について

自治会 管理組合等名称	代表者氏名	連絡先	活動地域No.	確認欄

※記入しきれない場合は別紙（様式自由）にて提出してください。

※確認欄には何も記入しないでください。

4 地域猫（合計 匹）

内訳	オス		メス	
	手術済	未手術	手術済	未手術
	匹	匹	匹	匹

※詳細は別紙「 年 月 日付地域猫としたい猫状況一覧表（第2号様式）」のとおり。

（申請先）東村山市長

東村山市地域猫活動団体補助金交付申請書

住所（所在地）  
氏名（名称）  
申請者 電話番号  
（代表者氏名） ㊟

年 月 日付 第 号で団体登録の承認を受けた地域猫に係る東村山市地域猫活動団体補助金について、東村山市地域猫活動団体補助金の交付に関する規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	項目	内容	金額
1	不妊手術に要する経費	件数 件	
2	去勢手術に要する経費	件数 件	
今回の申請合計額			

※申請に際しては、領収証書等の支払いが済んでいることを証するものを添付してください。

※補助対象経費の上限額は、それぞれ次の各号に掲げるとおりです。

- （1） 不妊手術に要する経費 1件につき上限5,000円
- （2） 去勢手術に要する経費 1件につき上限3,000円

不妊手術又は去勢手術の内訳							
件数	領収証書 No.	一覧表No.	猫No.	追加	性別	経費（手術）	個体の 特徴
1						円	
2						円	
3						円	
4						円	
5						円	
6						円	
7						円	
8						円	
9						円	
10						円	
11						円	
12						円	
13						円	
14						円	
15						円	
16						円	
17						円	
18						円	
19						円	
20						円	

※添付する領収証書に番号を振り、その番号を「領収証書No.」に記載してください。

※東村山市地域猫活動団体登録承認・不承認通知書又は東村山市地域猫活動団体登録変更承認・不承認通知書に添付されている地域猫一覧表に記載されている「一覧表No.」及び「猫No.」を記入してください。

（請求先）東村山市長

東村山市地域猫活動団体補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた東村山市地域猫活動団体補助金について、東村山市地域猫活動団体補助金の交付に関する規則第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

代表者住所	東村山市 町 丁目 番
団体名	
代表者氏名	Ⓜ

1 請求金額 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 本店 信用組合 支店 ( )												
預金種別	普通・当座	口座番号											
口座名義	フリガナ												
	氏 名												



（宛先）東村山市長

東村山市地域猫活動団体活動報告書

団体名	
代表者	⑩

1 地域猫の状況

※地域猫としたい猫状況一覧表（第2号様式）に次の事項を記載し、提出してください。

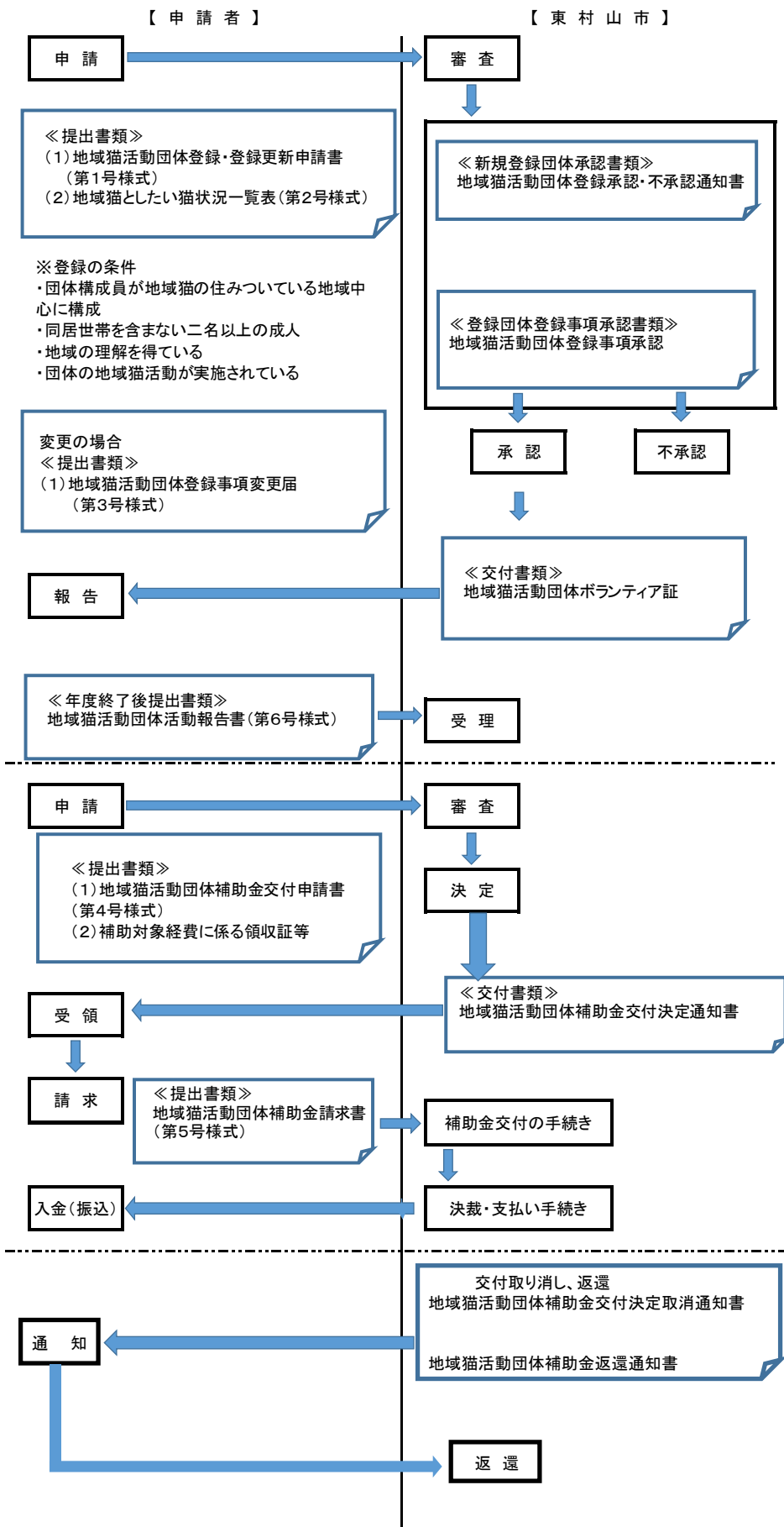
項目	匹数	備考
手術済みの猫	匹	
上記のうち本年度中に手術した猫	匹	
未手術の猫	匹	
本年度中に譲渡した猫	匹	

2 団体登録後に実施した周知活動や活動報告等

※実施した時期・場所・内容・対象などを記入し、配布したチラシ等を添付してください。

3 その他、活動中の主な苦情相談の対応事例、地域から得られた協力等があれば記入してください。

## 地域猫活動団体登録・補助金申請と交付の流れ



## X 東村山市内動物病院一覧

	病 院 名	住 所	電 話	診 察 時 間	休 診 日
1	久米川みどり動物病院	栄町 1-9-12	042- 392-0205	午前 9:00~12:00 午後 4:00~7:00 水曜は午前のみ	水曜 午後
2	ハマダ動物病院	廻田町 1-15-20	042- 394-4486	午前 9:00~12:00 午後 4:00~7:00	日曜 祝日
3	東村山動物病院	久米川町 3-29-34	042- 396-1122	午前 9:00~12:00 午後 4:00~8:00	なし
4	山内アニマルセンター	栄町 2-22-22-1F	042- 393-7878	午前 9:00~11:30 午後 3:00~7:00	木曜 祝日
5	にしむら犬猫病院	久米川町 2-31-58	042- 399-3153	午前 9:30~12:00 午後 3:00~7:00	木曜 日曜午後
6	あきつ動物病院	秋津町 2-1-19	042- 390-2922	午前 9:00~12:00 午後 3:00~7:00	水曜 日曜午後
7	くう動物病院	野口町 1-11-3	042- 403-2670	午前 9:00~12:00 午後 4:00~7:30	木曜 祝日午後
8	ヒロ動物病院	廻田町 3-1-4	042- 398-0365	午前 9:00~11:40 午後 4:00~6:40	日曜 祝日
9	ポウズ動物病院	栄町 1-18-5	042- 391-9912	午前 9:00~12:00 午後 2:00~7:00	火曜
10	馬渡犬猫病院	本町 2-12-4	042- 394-9611	午前 9:00~12:00 午後 3:00~7:00	木曜 祝日
11	モーリス動物病院	秋津町 1-18-1	042- 397-1259	午前 9:00~12:00 午後 4:00~7:00	木曜 金曜
12	トラム動物病院	富士見町 4-6-58	042- 393-0977	午前 9:00~12:00 午後 3:30~7:00	土曜 日曜 祝日

平成 29 年 2 月 1 日現在

## 東村山市地域猫活動の手引き

平成 27 年 9 月

発行 東村山市

編集 東村山市環境安全部環境・住宅課

〒189-8501 東京都東村山市本町 1 丁目 2 番地 3

TEL042-393-5111 (代表)

<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>